

報告第20号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第1項による専決処分

番号	担当 局名	専決処分 年月日	事件の概要
			和解条項要旨
1	多摩区 役所	1.10.9	平成30年3月5日、多摩区***** **で、本市道路パトロール車が、左折しようとした際、右側から走行してきた相手方所有の小型乗用車と接触した。相手方は、本件事故は本市道路パトロール車の運転手の過失により発生したものであるとして、川崎簡易裁判所に、本市を被告とし、458,184円の支払を求め、損害賠償の請求に係る訴訟を提起したが、同裁判所から事件を移送された横浜地方裁判所川崎支部から強い和解勧告があった。*****
			本市は、相手方に対し、本事件の和解金として、280,000円の支払義務があることを認め、このうち272,000円を、令和元年11月8日限り、支払う。

2 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	総務企画局	1. 6. 11	円 87,896	平成31年4月5日、川崎区***** ***で、本市普通乗用車が、信号待ちのため一時停止していた被害者(ア)所有の小型乗用車に追突し、破損させ、及び運転していた被害者(イ)を負傷させたもの
2	総務企画局	1. 9. 27	円 639,017	平成31年4月19日、高津区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所の扉に接触し、破損させたもの
3	環境局	1. 8. 21	円 81,000	平成31年1月25日、麻生区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、道路に出ようとした際、被害者所有のカーブミラーに接触し、破損させたもの
4	環境局	1. 8. 26	円 61,560	令和元年6月22日、中原区***** *****で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の道路標識柱に接触し、破損させたもの
5	環境局	1. 8. 29	円 176,040	平成31年1月16日、中原区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと前進した際、被害者所有の集積所のひさしに接触し、破損させたもの
6	環境局	1. 9. 25	円 216,000	令和元年7月31日、高津区***** *で、本市小型ごみ収集車が、信号待ちのため一時停止していた被害者所有の小型乗用車に追突し、破損させたもの
7	環境局	1. 9. 27	円 51,408	令和元年5月21日、宮前区***** **で、本市軽ライトバンが、当該駐車場から道路に出ようとした際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの
8	まちづくり局	1. 9. 9	円 24,840	令和元年8月15日、高津区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、方向転換のため当該駐車場に進入し、切り返しをした際、被害者所有のコンクリートポンプ車に接触し、破損させたもの
9	高津区役所	1. 10. 28	円 287,232	令和元年8月7日、麻生区***** *****で、本市道路維持作業車が、発進しようとした際、運転操作を誤って後退したため、被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
10	麻生区役所	1. 10. 2	円 104,000	

11	消防局	1. 8. 19	円 75,600	平成31年4月8日、中原区***** *****で、患者を搬送中の本市救急車が通過しようとした際、左側から走行してきた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
12	環境局	1. 9. 6	円 13,608	令和元年7月4日、幸区***** *****で、本市職員が、し尿の収集作業中、仮設トイレが被害者所有の給湯器に接触し、破損させたもの
13	環境局	1. 10. 8	円 116,776	令和元年7月22日、宮前区***** *****で、本市職員が、ごみの収集作業中、コンテナボックスが被害者に接触し、負傷させたもの
14	建設緑政局	1. 9. 27	円 74,520	平成30年8月16日、宮前区***** *****で、幹が腐食していた街路樹が倒れ、被害者(ア)から(ウ)までが所有する境界標を破損させたもの
15	建設緑政局	1. 9. 30	円 36,202	令和元年7月25日、宮前区***** *****で、被害者運転の小型乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該小型乗用車が破損したもの
16	高津区役所	1. 9. 24	円 25,963	令和元年8月20日、高津区***** *****で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、作業現場付近に駐車していた被害者所有の小型乗用車に当たり、破損させたもの
17	多摩区役所	1. 10. 28	円 404,568	平成31年3月20日、多摩区***** *****で、本市職員が道路の補修作業中、転圧機によって跳ねた石が、作業現場付近に駐車していた被害者使用の普通乗用車及び被害者所有の軽自動車に当たり、破損させたもの
18	教育委員会	1. 9. 10	円 713,297	平成15年2月7日、市立学校の廊下で、清掃時間中、被害者が足を滑らせて転倒し、負傷したもの

3 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
117	30.10.15	東扇島堀 込部井筒 式護岸築 造その1 工事	横浜市中区太田町1丁目 15番地 関内東亜ビル 東亜・みらい共同企業体 代表者 東亜建設工業株式会社 代表取締役社長 秋山 優樹 構成員 みらい建設工業株式会社 代表取締役 小西 武	契約金額 1,381,750,920 円 完成期限 平成31年 10月31日	契約金額 1,406,686,820 円 完成期限 令和元年 11月29日	1.10.25	地盤改良 の施工に伴 い一時撤去 し、再利用 予定であっ た既設護岸 前面の補強 石材が劣化 等により使 用できない ため、使用 材料等を変 更したこと 等による増 額の変更を 行うもの及 び台風第1 5号の影響 等により、 工期の延長 を行うもの である。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
171	30.12.13	東扇島堀 込部井筒 式護岸築 造その2 工事	横浜市中区山下町25番 地15 東洋・不動テトラ共同企 業体 代表者 東洋建設株式会社 代表取締役社長 武澤 恭司 構成員 株式会社 不動テトラ 代表取締役社長 奥田 眞也	契約金額 844,793,280 円	契約金額 846,789,780 円	1.10.25	現地調査 からの検討 結果により、 鋼管矢板補 強材を変更 したこと等 による増額 の変更を行 うものであ る。

4 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 令和元年9月30日

公布年月日 令和元年9月30日

川崎市条例第21号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表宮前区の項中「野川、」の次に「野川本町1丁目、野川本町2丁目、」を、「野川本町3丁目」の次に「、西野川1丁目、西野川2丁目、西野川3丁目」を加える。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市立学校の設置に関する条例(昭和39年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1川崎市立野川小学校の項中「川崎市宮前区野川1, 269番地」を「川崎市宮前区西野川2丁目19番1号」に改める。

別表第2川崎市立野川中学校の項中「川崎市宮前区野川3, 142番地1」を「川崎市宮前区西野川2丁目2番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月15日から施行する。

5 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	1. 9. 11	** ** ** **	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告らに対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の平成30年3月1日から同年12月26日までの使用料相当損害金178,077円及び同月27日から明渡し済みに至るまでの使用料相当損害金月23,700円の支払を求めるもの
2	1. 9. 11	** ** ** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料348,577円、延滞金及び平成31年1月23日から明渡し済みに至るまでの使用料相当損害金月35,900円の支払を求めるもの

(2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	1. 8. 20	** ** ** **	左記の相手方は、235,400円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を令和元年8月から令和2年5月までの間は毎月22,000円、同年6月は15,400円に分割して支払うこととするもの
2	1. 10. 2	** ** ** **	左記の相手方は、市営住宅の滞納使用料1,500,490円、延滞金及び平成30年12月27日から令和元年10月2日までの使用料相当損害金月32,300円の支払義務があることを認め、同日までにこれらの全額を支払ったことから、本市は、相手方が市営住宅の居住を継続することに合意するもの